

所得税の仕組み

・所得は、「収入金額－必要経費」として計算される。
・所得は10種類とされている。利子、配当、事業、不動産、給与、退職、譲渡、山林、一時、雑。これらを合算して課税する（総合課税）。ただし、一部の所得は分離課税である。

・税額の計算

$$\text{税額} = \text{税率} \times (\text{所得} - \text{所得控除}) - \text{税額控除}$$

・所得控除の税額減少分は限界税率に比例する(高所得者ほど税額が大きく減少)。

・税額控除は所得水準にかかわらず同額だけ税額を減少させる。

・人的控除には

1 基礎・配偶者・扶養 38万円 (住民税33万円)
(70歳以上の配偶者・扶養親族・10万円増, 16-22歳の扶養家族・25万円増)

2 配偶者特別

3 老年者, 障害者, 勤労学生, 寡婦, 寡夫がある。

米国では, 人的控除は高額所得者では消失する。

税率: 所得税

0-330万円	10%
300-900万円	20%
900-1800万円	30%
1800万円-	37%

住民税

0-200万円	5%
200-700万円	10%
700万円以上	13%

パート労働者と税制

・単身者の場合

給与所得103万円まで非課税(基礎控除38万円, 給与所得控除65万円)

・有配偶者の場合

給与所得103万円まで非課税+配偶者の配偶者控除38万円

給与所得103万円-141万円まで, 配偶者の限界税率+本人の限界税率に直面

「103万円の壁」(収入を103万円以内に抑えるよう就業時間を選択)

Mankiwの10原理#4 人々はインセンティブに反応する

・パート税制の皮肉。パートの主婦への援助が逆に主婦をパート就業に閉じ込める。

他の例: 単身赴任減税, 生活保護, 在職老齢年金

消費税

・付加価値税は, 各事業者の付加価値 = (売上 - 仕入) に課税する。

・税は価格に上乗せされて消費者に転嫁されることを予定している。

・輸出は非課税, 輸入は課税(仕向地課税, 国境地調整)

・代替的な間接税としては, 最終小売業者に課税する方法がある(米国で実施)。

・課税ベースは消費である。

事業者の資本財の購入も控除の対象となる(控除対象としない場合は, 課税ベースは所得)。

土地・有価証券の取引, 預金利子は非課税。

例外的に, 医療, 介護サービス, 授業料は非課税とされる。

- ・納付税額
 - = 課税期間中の課税売上げに係る消費税額
 - － 課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額
- ・仕入税額控除の適用を受ける場合には、
課税仕入れ等の事実の帳簿への記録及び保存
課税仕入れ等の事実を証する請求書等 (インボイス) の保存
が必要とされる。
- ・EU型付加価値税では、インボイスに基づき、控除する税額を
計算する。
免税業者からの仕入れは税額控除できない。
複数税率では、インボイス方式が必要である。
- ・日本では、事業者の抵抗により、消費税導入時にはインボイス
方式の導入を見送る。

- ・必需品に軽減税率を適用すべきという議論がある。目的
は、逆進性の緩和することである。しかし、財間の選択を攪
乱すること、租税回避行動を誘発することの問題点がある。
- ・消費税導入以前の日本では個別物品税 (選択的、高率)
であったが、消費税により、一律・定率の物品税に転換した。
- ・欧米の付加価値税では、食料品等への軽減課税は一般
的。

Corlett-Hagueの議論

- ・代表的個人 (効率性に集中)、物品税のみ、2財。
- ・余暇と補完的な財の方に高い税率を課すのがよい。
- ・余暇に課税できないため余暇が過大となるので、余暇を縮
小させるような税体系が望ましい。
- 補完的な財の例: スキー用品。代替的な財の例: 通勤費。

Atkinson-Stiglitzの議論

・複数個人, 選好は同じ, 賃金率が違う (最適所得税の基本的設定)。

・余暇と消費財が分離可能 (消費財間の限界代替率が余暇に依存しない)

$u(L, v(C_1, C_2))$ L 余暇 C 消費財

ならば, 最適な非線形所得税のもとでは, 物品税率は一律である (ゼロも可)。